



2025年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 高 崎 裕 樹
(コード：9048、東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 執 行 役 員 江 尾 国 博
総務部長兼広報部長
(TEL. 052-588-0813)

取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日付けの取締役会決議において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年 8 月 22 日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 63,454株
(3) 処分価額	1 株につき 1,644 円
(4) 処分価額の総額	104,318,376円
(5) 割当予定先	当社の取締役及び執行役員（※） 17名 43,054株 当社の従業員 204名 20,400株 ※社外取締役及び非常勤執行役員を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。また、2022年 6 月 28 日開催の第158回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額90百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度に基づき発行または処分される当社の普通株式の総数は年60,000株以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度の経過後 3 ヶ月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後 6 ヶ月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までとすることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社の取締役を兼務しない執行役員（以下「対象執行役員」といい、対象取締役と併せて「対象役員」といいます。）及び従業員（以下「対象従業員」といい、対象役員と併せて「対象者」とい

います。)に対しても、本制度と概ね同様の譲渡制限付株式付与制度(以下本制度と併せて「本制度等」といいます。)を導入しております。

本制度等の概要については、以下のとおりです。

<本制度等の概要>

対象者は、本制度等に基づき当社より支給された金銭報酬債権及び金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

また、本制度等による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本制度等の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日付けの取締役会決議に基づいて、対象者に付与される当社に対する金銭報酬債権及び金銭債権の合計104,318,376円を現物出資の目的として(募集株式1株につき出資される金銭報酬債権及び金銭債権の額は金1,644円)、当社の普通株式合計63,454株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。また、当社は、対象従業員との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結します。

(1) 譲渡制限期間

対象役員は、2025年8月22日(払込期日)から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、2025年6月26日から2026年7月1日が到来した時点までの間(以下「本役務提供等期間」といい、このうち2025年6月26日から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間を役務提供期間とする。ただし、対象役員が対象執行役員の場合には、2025年4月1日から2026年7月1日が到来した時点までの間を本役務提供等期間とし、2025年4月1日から2026年3月末日までを役務提供期間とする。)、継続して当社の常勤の取締役または常勤の執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供等期間において常勤の取締役または常勤の執行役員のいずれの地位も喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、当該地位の喪失までの期間に応じて合理的に調整した数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当該組織再編等効力発生日までの期間に応じて合理的に調整した数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度等に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権及び金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年7月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,644円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上